

下野市立古山小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、下野市立古山小学校PTAといい、事務所を古山小に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、父母と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるための活動をする。

- (1) よい父母, 良い教員となるように努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導する。
- (3) 児童の生活環境をよくする。
- (4) 公教育を充実するよう働きかける。
- (5) その他目的をとげるために必要な活動をする。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、または、この会の役員の名で選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事, その他管理に干渉しない。
- (5) 学校教育達成のための研究に対して助力をする。

第4章 会員及び会費

第5条 この会の会員となることのできる者は次の通りとする。

- (1) 古山小学校に在籍する児童の父母または、これにかわる者。
- (2) 古山小学校の教職員

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は月額 300 円とする。

第5章 会計

第7条 この会の活動に要する経費は、会費・寄附金及びその他の収入によって支弁される。

第8条 この会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て、総会で承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名(各常置委員長)
- (4) 書記 若干名
- (5) 会計 2名

第12条 役員は、次により選出する。

(1) 正副会長・書記・会計は選考委員会で推薦し、総会の承認を受ける。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

2 役員に欠員を生じ、会務の執行に支障のある場合は、総務委員会において補充する。

3 補充委員の任期は、前任の残任期間とする。

第14条 会長は、次の職務を行う。

(1) 本会を代表し、会務を統括する。

(2) 総会・役員会・各委員会を召集する。

(3) 選考委員会を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができる。

第15条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第16条 書記は次の職務を行う。

(1) 総会及び総務委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

(2) 記録・通信・その他の書類を整理保管する。

(3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第17条 会計は、次の職務を行う。

(1) 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。

(2) この会の財産を管理する。

(3) 定期総会において、会計監査を経て決算報告をする。

(4) 予算の立案に協力する。

第18条 幹事は、次の職務を行う。

(1) 各常置委員会の委員長となり、その会の運営にあたる。

(2) 常置委員会の記録をとり、総務委員会に送る。

第7章 会計監査委員

第19条 この会の会計を監査するために3名の監査委員を置く。

第20条 会計監査委員は選考委員会で推薦し、総会の承認を受ける。

第21条 会計監査委員は必要に応じて臨時監査を行うことができる。

第22条 会計監査委員の任期は1年とする。

第8章 総会

第23条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第24条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会は4月に開催する。

(2) 臨時総会は総務委員会が必要と認めた時、又は、会員の1/10以上の要求があった時に開催する。

第25条 総会は会員の現在数の1/5以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第26条 総会の議事は、出席者の過半数によって決める。

第9章 総務委員会

第27条 総務委員会は役員(正副会長・幹事・書記・会計)、校長、各学年委員長により組織される。

第28条 総務委員会の任務は次の通りとする。

(1) 常置委員会及び選考委員会の権限以外の事項を処理し、この会の企画運営にあたる。

(2) 常置委員会の連絡調整及び総会に提出する議案を作成する。

第 29 条 総務委員会は会長が必要と認めた時, また, 構成員の 1/4 以上の要求があった時に開催する。

第 30 条 総務委員会は委員の現在数の 1/2 以上の出席がなければ, その議事を開き議決することができない。

第 31 条 総務委員会の議事は過半数で決する。

第 10 章 常置委員会及び選考委員会

第 32 条 この会の活動に必要な調査・研究・立案・運営を文任するために常置委員会を置く。常置委員会について必要な事項は細則で定める。選考委員会について必要な事項は細則で定める。

第 11 章 細則

第 33 条 この会の運営に関して必要な細則は, この規約に反しない限り, 総務委員会の議決を経て定める。総務委員会は細則を制定又は改廃した場合は, その結果を次期総会で報告しなければならない。

第 12 章 改正

第 34 条 この規約は総会において, 出席者の 2/3 以上の賛成がなければ改正することができない。

附則

- 1 この規約は昭和 47 年 4 月 22 日より実施する。
- 2 昭和 54 年 4 月 27 日 一部改正
昭和 56 年 4 月 24 日 一部改正
昭和 57 年 4 月 22 日 一部改正
昭和 63 年 4 月 26 日 一部改正
平成 4 年 4 月 24 日 一部改正
平成 9 年 4 月 25 日 一部改正
平成 11 年 4 月 23 日 一部改正
平成 12 年 4 月 27 日 一部改正
平成 15 年 5 月 2 日 一部改正
平成 23 年 4 月 22 日 一部改正
- 3 従来の古山小学校PTA規約はこの規約施行と同時に廃止する。

下野市立古山小学校PTA規約細則

第1章 常置委員会及び選考委員会

第1条 常置委員会としてこどもの安全委員会、こどもの学び委員会、こどもの環境委員会を置く。

第2条 すべての会員は、すべての委員会活動に参加できるよう、特定の委員会には所属しない。

第3条 常置委員会の委員長は、推薦(自他)による。

第4条 委員長の任期は1年とする。再選は妨げない。

第5条 総務委員会の承認を得た活動について、担当する委員会に部会を設置する。

2 部会の部員は、委員長が役員(副会長, 書記)の協力を得てすべての会員から選出する。

3 各部会は、その任務を終了したときに解散する。

第6条 委員長は、会長の承認を得て部会を開き議長となる。

第7条 こどもの安全委員会は、登下校中を含めた学校生活における児童の安全安心につながる活動を企画・実行する。

第8条 こどもの学び委員会は、学校という社会生活における児童の学び及び学びを通じた喜びにつながる活動を企画・実行する。

第9条 こどもの環境委員会は、家庭と学校及び地域とのつながりを考慮した児童の環境基盤を整備する活動を企画・実行する。

第10条 役員(会長, 副会長, 書記, 会計)及び会計監査員は、会員の推薦(自他)を基本とする。ただし、役員選考に問題が生じた場合、選考委員の委員長及び委員は、総務委員会の承認を得て会長が委嘱する。

2 選考委員会の組織は、各学年から選出された委員(全学年で若干名)より構成する。

第11条 選考委員が設置された場合の選考委員会の任務は、役員(会長, 副会長, 書記, 会計)及び会計監査員を選考推薦する。

2 選考委員は、その任務を終了したときに解散する。

第12条 校長又は、校長の指名した教職員は、すべての集会に出席して意見を述べることができる。

第13条 教職員若干名は、各部会の部員になる。

改正

第14条 この細則は、総務委員会において、出席者過半数の賛成がなければ改正することができない。

附則

この細則は昭和47年4月22日より実施する。

昭和56年4月24日 一部改正

平成2年12月18日 一部改正

平成7年4月21日 一部改正

平成9年4月25日 一部改正

平成11年4月23日 一部改正

平成12年4月27日 一部改正

平成15年5月2日 一部改正

平成23年5月22日 一部改正

平成28年2月26日 一部改正

令和5年10月27日 一部改正

《参考》

- ◆ 役員は、会計監査委員を兼ねることができない。
- ◆ PTA組織とは別に、学年委員(必要に応じた人数)をおき、校務・PTA行事に協力する。

学年委員会規約

第1条 この会の事業への協力と学年独自の企画を実行する必要がある場合、学年にそれぞれ学年委員会を置く。

第2条 学年委員会はそれぞれ委員長1名、委員必要数をもって構成する。

(1) 学年委員会の委員長及び委員は、推薦(自他)による。

第3条 学年委員会の委員長及び委員の任期は1年とする。再選は妨げない。

第4条 学年委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 各委員会より学年単位で行う活動への協力要請がある場合、対処する。

(2) 学年単位で行う活動を企画し、総務委員会に承認を諮る。

第5条 学年委員長は、各学年委員会を代表し、総務委員会に参加する。

附則

平成11年4月23日からPTA規約、規約細則より分離する。

令和5年10月27日 一部改正

「委員会委員長などの選考指針」

令和6年度より、選考指針の一部を変更し運用する。

1. P会員の所属学年

複数の児童が在籍するP会員は、一番上の児童の所属学年で活動する。

2. 所属委員会の選定

各P会員は、すべての児童のためのあらゆる活動に参加可能とするべく、特定の委員会には所属しない。

3. 委員長の選出

①委員長は原則としてP会員の推薦(自他)により決める。

②学年委員長については、各学年の学年委員から、1名ずつを選出する。

4. 副委員長の選出

①各委員会は副委員長を設けない。ただし、特に必要である場合はこの限りでない。

②学年委員は副委員長を設けない。ただし、特に必要である場合はこの限りでない。

5. 委員長及び副委員長の任期等

①委員長及び副委員長の任期は1年とする。再任は2回までとするが、本人の立候補による場合はこの限りでない。

②任期を終えた委員長(学年委員長を除く)は、引き継ぎのための協力をする。

6. 転入生児童の保護者

転入生児童の保護者会員についても、既存会員同様、特定の委員会には所属しない。

7. 思いやりのある配慮

妊婦、乳幼児、要介護者がいるなど、家庭の事情がある場合は、配慮し選任する。また、一部の会員のみ大きな負担がかかることのないよう、過去に委員長を経験している場合も考慮し選定する。

下野市立古山小学校PTA慶弔規程

会員及び児童に慶弔のあった場合は、お金を贈り、誠意を表することを目的とする。

第1条 児童について

- (1) 児童負傷または、疾病のため2週間以上にわたり通学不可能な場合は5,000円とする。
- (2) 児童死亡の場合は、10,000円及び花輪1基とする。

第2条 会員について

- (1) 会員負傷または、疾病のため2週間以上病床にある場合は5,000円とする。
- (2) 会員死亡の場合は、10,000円及び花輪1基とする。
- (3) 会員(T)結婚の場合は5,000円。出産の場合は5,000円とする。
- (4) 会員(T)の父母(義父母)の死亡の場合は、10,000円及び花輪1基とする。
- (5) 会員が県以上の表彰を受けた場合は5,000円をおくる。
- (6) 会員で特に本会のため功績のあった場合には感謝状と記念品をおくる。

第3条 転退職について

- (1) 会員(T) 転退職の場合は、1年につき2,000円をおくる。(1年未満は1年とみなす。最高限度額を10,000円とする。)
- (2) 役員がその職を終わる時は、感謝状と記念品をおくる。(1年1,000円程度とする。)

第4条 返礼は一切しない。

第5条 第1条、第2条において処理しがたい場合は、役員協議のうえ処理し、結果を総務委員会に報告する。

第6条 本規程の変更については、総務委員会が行い、総会の承認を得るものとする。

第7条 この規程は、昭和47年4月22日より実施する。

昭和53年6月19日 一部改正

昭和56年4月24日 一部改正

昭和59年4月27日 一部改正

平成9年4月25日 一部改正

平成11年4月23日 一部改正

学級での慶弔について

全文削除 平成28年2月26日

下野市立古山小学校手をつなぐ親の会会則

全文削除 令和6年2月19日

下野市立古山小学校PTA財政健全化基金規約

第1章 名称

第1条 「下野市立古山小学校PTA財政健全化基金」と称する。

第2章 目的

第2条 少子化による将来のPTA会費収入減少に備え、PTA会計の収支バランスを健全化することを目的とする。

第3章 原資

第3条 本基金は、以下を原資とする。

- (1) 令和6年度末に確定されるPTA会計予備費の内、財政健全化基金分
- (2) 創立55周年記念事業積立金から経費を支出した後の余剰金
- (3) 創立60周年記念事業積立金から経費を支出した後の余剰金

第4章 会計

第4条 本基金は、「財政健全化基金特別会計」として、定期預金又は普通預金にしておく。

第5条 PTA定期総会にて、当該年度収支予算案が承認された後、「財政健全化基金特別会計」よりPTA会計に繰り入れする。

第6条 当該年度に繰り入れる金額は、付表に定めた算出方法に基づく。

第7条 本基金の会計は、PTA定期総会にて報告する。

第5章 解散

第8条 本基金は、令和16年度PTA会計へ繰り入れを行った後、解散する。

第6章 改正

第9条 この規約は、総務委員会において、出席者過半数の賛成がなければ改正することができない。

附則

1 この規約は令和6年12月20日より実施する。

附表

各年度の繰入額の算出方法を示す。

会計年度	原資(1)からの繰入額	原資(2)からの繰入額	原資(3)からの繰入額
令和7年度	$F_1 \times 9/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	—
令和8年度	$F_1 \times 8/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	—
令和9年度	$F_1 \times 7/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	—
令和10年度	$F_1 \times 6/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	—
令和11年度	$F_1 \times 5/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	—
令和12年度	$F_1 \times 4/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	※ F_3 を基に算出する
令和13年度	$F_1 \times 3/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	※ F_3 を基に算出する
令和14年度	$F_1 \times 2/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	※ F_3 を基に算出する
令和15年度	$F_1 \times 1/45$ 円	$F_2 \times 1/10$ 円	※ F_3 を基に算出する
令和16年度	残金	残金	残金

※ F_1 は、令和6年度末に確定される。

※ F_2 は、創立55周年記念事業積立金から経費を支出した後に確定される。

※ F_3 は、創立60周年記念事業積立金から経費を支出した後に確定される。 F_3 が確定され次第、役員が協議の上、令和12年度以降の繰入れ金額の算出式を決定する。

※令和7年度から令和15年度までは、千円未満切り捨てる。

※最終年度の令和16年度は、残額全てを繰り入れる。